

1 沖縄事務所管内における一般職国家公務員の在職状況

(単位：人)

府省名	給 与 法 適 用 職 員																	任期付 職員	行政 執行 法人	検察官	合 計
	行(一)	行(二)	専門 行政	税務	公(一)	公(二)	海(一)	海(二)	教(一)	教(二)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	福祉	指定	計				
人 事 院	9																9				9
内 閣 府	863		6													2	871	1			872
国家公安委員会	63				11											1	75				75
総 務 省	52	1															53				53
法 務 省	143	1			230	216						3	4	5			602			24	626
出入国在留管理庁	144				26												170				170
公 安 調 査 庁						24											24				24
財 務 省	284	3					14							1			302				302
国 税 庁	2	5		511										1			519	1			520
厚生労働省	307	121	9									20	32	188	7		684				684
農 林 水 産 省	9		61														70				70
林 野 庁	18																18				18
水 産 庁	4																4				4
経 済 産 業 省	9																9				9
特 許 庁	1																1				1
国 土 交 通 省	116		303														419				419
気 象 庁	226																226				226
海 上 保 安 庁	115	1				1,569										1	1,686				1,686
環 境 省	22																22	2			24
独立行政法人 駐留軍等労働者 労務管理機構																			69		69
合 計	2,387	132	379	511	267	1,809	14					23	36	195	7	4	5,764	4	69	24	5,861
構 成 比 (%)	41.4	2.3	6.6	8.9	4.6	31.4	0.2					0.4	0.6	3.4	0.1	0.1	100.0				

※ 「令和元年度一般職の国家公務員の任用状況調査（令和2年1月15日現在）」による。ただし、駐留軍等労働者労務管理機構の職員数は沖縄事務所調べ。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 （公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

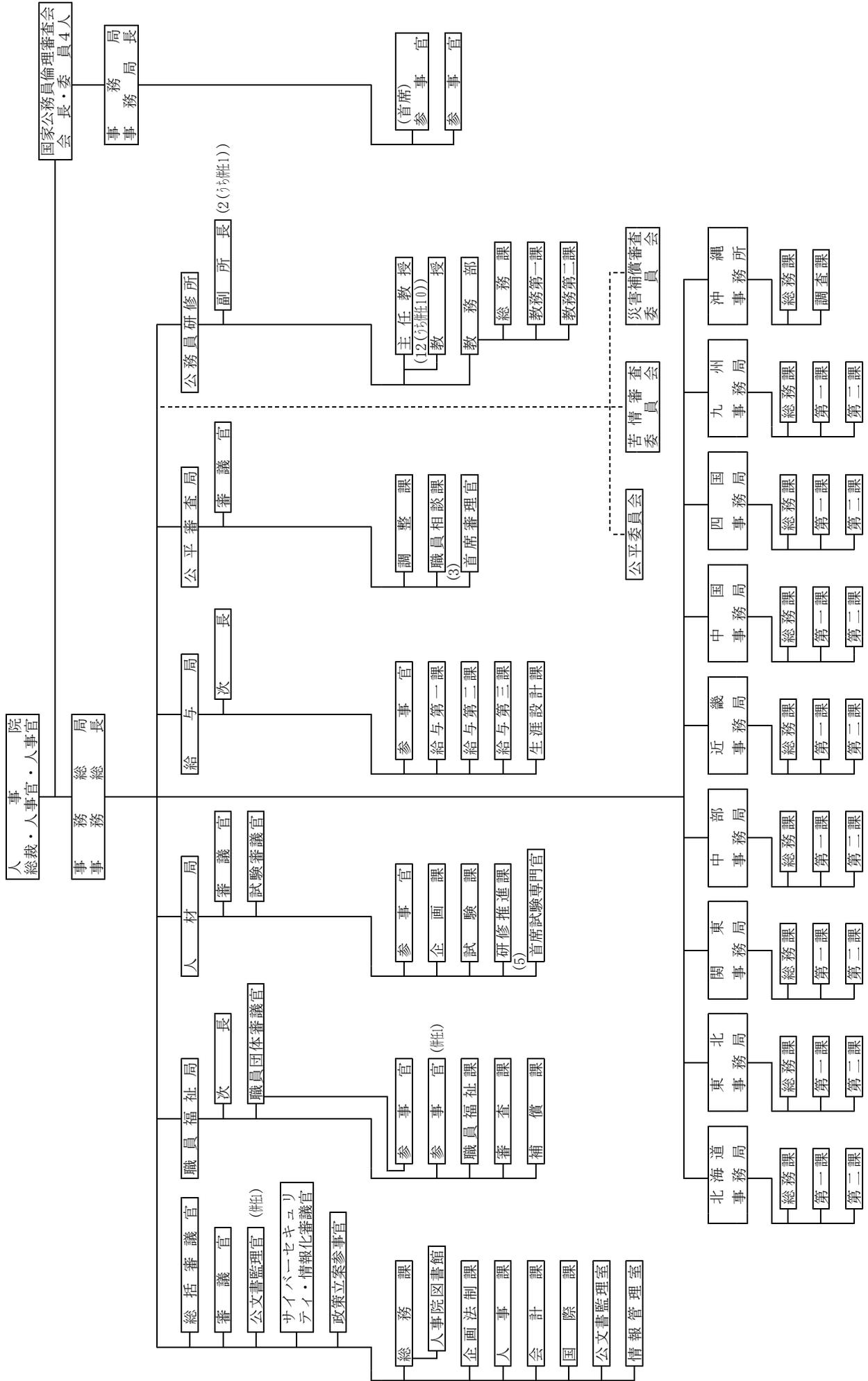
民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

3 人事院の給与勧告と実施状況の概要

人事院勧告		国会決定	
勧告年月日	内 容	実施年月日	内 容
35. 8. 8	12. 4% 引上げ	35. 10. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
36. 8. 8	7. 3% "	36. 10. 1	勧告どおり
37. 8. 10	9. 3% "	37. 10. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
38. 8. 10	7. 5% "	38. 10. 1	勧告どおり
39. 8. 12	8. 5% "	39. 9. 1	"
40. 8. 13	7. 2% "	40. 9. 1	"
41. 8. 12	6. 9% "	41. 9. 1	"
42. 8. 15	7. 9% "	42. 8. 1	" (ただし、都市手当を調整手当とする)
43. 8. 16	8. 0% "	43. 7. 1	"
44. 8. 15	10. 2% "	44. 6. 1	"
45. 8. 14	12. 67% "	45. 5. 1	"
46. 8. 13	11. 74% "	46. 5. 1	"
47. 8. 15	10. 68% "	47. 4. 1	"
48. 8. 9	15. 39% "	48. 4. 1	"
49. 7. 26	18. 62% " (49.5.30 10% 引上げの暫定支給措置あり)	49. 4. 1	"
50. 8. 13	10. 85% 引上げ	50. 4. 1	"
51. 8. 10	6. 94% "	51. 4. 1	"
52. 8. 9	6. 92% "	52. 4. 1	"
53. 8. 11	3. 84% "	53. 4. 1	"
54. 8. 10	3. 70% "	54. 4. 1 (指定職は 54.10.1)	"
55. 8. 8	4. 61% "	55. 4. 1 (指定職は 55.10.1)	"
56. 8. 7	5. 23% "	56. 4. 1 (指定職は 57.4.1)	" (一部手直しのほか勧告どおり)
57. 8. 6	4. 58% "	—	—
58. 8. 5	6. 47% "	58. 4. 1	修正実施 (2.03%)
59. 8. 10	6. 44% "	59. 4. 1	" (3.37%)
60. 8. 7	5. 74% "	60. 7. 1	勧告どおり
61. 8. 12	2. 31% "	61. 4. 1	"
62. 8. 6	1. 47% "	62. 4. 1	"
63. 8. 4	2. 35% "	63. 4. 1	"
元. 8. 4	3. 11% "	元. 4. 1	"
2. 8. 7	3. 67% "	2. 4. 1	"
3. 8. 7	3. 71% "	3. 4. 1	"
4. 8. 7	2. 87% "	4. 4. 1	"
5. 8. 3	1. 92% "	5. 4. 1	"
6. 8. 2	1. 18% "	6. 4. 1	"
7. 8. 1	0. 90% "	7. 4. 1	"
8. 8. 1	0. 95% "	8. 4. 1	"
9. 8. 4	1. 02% "	9. 4. 1 (指定職は 10.4.1)	"
10. 8. 12	0. 76% "	10. 4. 1	"
11. 8. 11	0. 28% "	11. 4. 1	"
12. 8. 15	0. 12% (俸給表の改定見送り)	12. 4. 1	"
13. 8. 8	0. 08% ("、暫定的な一時金の支給)	13. 4. 1	"
14. 8. 8	2. 03% 引下げ	14. 12. 1	"
15. 8. 8	1. 07% 引下げ	15. 11. 1	"
16. 8. 6	改定なし (官民較差は 0. 01%)	16. 10. 28	"
17. 8. 15	0. 36% 引き下げ	17. 12. 1	"
18. 8. 8	水準改定の勧告なし (官民較差は 0. 00%)	—	—
19. 8. 8	0. 35% 引き上げ	19. 4. 1	勧告どおり (指定職は実施見送り)
20. 8. 11	水準改定の勧告なし (官民較差は 0. 04%)	—	—
21. 8. 11	0. 22% 引き下げ	21. 12. 1	勧告どおり
22. 8. 10	0. 19% 引き下げ	22. 12. 1	"
23. 9. 30	0. 23% 引き下げ	24. 3. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
24. 8. 8	水準改定の勧告なし (官民較差は 0. 07%)	—	—
25. 8. 8	給与等に関する報告 (勧告なし: 官民較差は 0. 02%)	—	—
26. 8. 7	0. 27% 引き上げ	26. 4. 1	勧告どおり
27. 8. 6	0. 36% 引き上げ	27. 4. 1	"
28. 8. 8	0. 17% 引き上げ	28. 4. 1	"
29. 8. 8	0. 15% 引き上げ	29. 4. 1	"
30. 8. 10	0. 16% 引き上げ	30. 4. 1	"
元. 8. 7	0. 09% 引き上げ	31. 4. 1	"
2. 10. 7	水準改定の勧告なし (官民較差は 0. 04%) ※ 10月7日に賞与の改定を先行して勧告。10月28日 に月例給は改定しないことを報告。	2. 11. 30	"

4 人事院の組織

(令和3年度末)



5 人事院沖縄事務所の組織及び事務分掌

令和3年4月1日現在

